

検体検査実施料と悪性腫瘍特異物質治療管理料

検査項目名	悪性腫瘍であることが強く疑われる患者		悪性腫瘍であると既に診断が確定した患者					
	検体検査実施料		悪性腫瘍特異物質治療管理料					
尿中BTA*1	(80点)		220点					
癌胎児性抗原 (CEA)	102点	2項目 230点 3項目 290点 4項目以上 408点	1項目 360点 2項目以上 400点 初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない					
α-フェトプロテイン (AFP)	104点							
扁平上皮癌関連抗原 (SCC 抗原)	107点							
組織ポリペプチド抗原 (TPA)	110点							
DUPAN-2	118点			1項目 360点 2項目以上 400点				
NCC-ST-439								
CA15-3								
エラスターゼ1	126点			初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない				
前立腺特異抗原 (PSA)	127点							
CA19-9								
PIVKA-II 半定量	139点			1項目360点 2項目以上400点 初回月加算150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない				
PIVKA-II 定量								
CA125	144点							
CA72-4	146点				1項目360点 2項目以上400点 初回月加算150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない			
SPan-1								
シアリルTn抗原 (STN)								
神経特異エノラーゼ (NSE)	147点					1項目360点 2項目以上400点 初回月加算150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない		
核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿) *2								
核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿) *2								
シアリル Le ^x -i抗原 (SLX)	148点						1項目360点 2項目以上400点 初回月加算150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない	
塩基性フェトプロテイン (BFP)	150点							
遊離型PSA比 (PSA F/T比)	154点							
サイトケラチン8・18 (尿) *2	160点							
BCA225	162点							1項目 360点 2項目以上 400点 初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない
サイトケラチン19フラグメント (シフラ)								
抗p53抗体	163点							
シアリル Le ^x 抗原 (CSLEX)	164点							
I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP) *1	170点							
ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	175点							
CA54/61	184点	1項目 360点 2項目以上 400点 初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない						
癌関連ガラクトース転換酵素 (GAT)								
CA602	190点							
α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)								
γ-セミノプロテイン (γ-Sm)	194点							
ヒト精巢上体蛋白 4(HE4)	200点							
可溶性メソテリン関連ペプチド	220点							
癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)	305点		1項目 360点 2項目以上 400点 初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない					
癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)								
HER2蛋白*1	320点							
可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	438点							
I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)				1項目 360点 2項目以上 400点 初回月加算 150点 当該初回月の前月に腫瘍マーカー検査実施料の所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない				
デオキシピリジノリン (DPD) (尿)								
酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP-5b)								

[ご注意] 弊社で扱っていない検査項目も掲載しています。
 *1: 「悪性腫瘍特異物質治療管理料」として、のみ算定。
 *2: 「検体検査実施料」として、のみ算定。